

築上町告示第140号

令和7年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月12日

築上町長 新川 久三

1 期 日 令和7年12月1日

2 場 所 築上町役場議事堂

○開会日に応招した議員

江本 守君	今富 義昭君
田村 紘貴君	宗 裕君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	田原 宗憲君
塩田 文男君	吉元 健人君
池亀 豊君	工藤 久司君
信田 博見君	武道 修司君

○12月4日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第4回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和7年12月1日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和7年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
議長の報告（提出された議案等の報告）
- 日程第4 議案第120号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第121号 令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第122号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第123号 築上町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第124号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第125号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第126号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第127号 築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第128号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第129号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第130号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第131号 船追窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第132号 築上町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第17 議案第133号 町道路線の廃止について
- 日程第18 議案第134号 町道路線の変更について

- 日程第19 議案第135号 人権擁護委員の推薦について
日程第20 議案第136号 人権擁護委員の推薦について
日程第21 議案第137号 人権擁護委員の推薦について
日程第22 議案第138号 人権擁護委員の推薦について
日程第23 議案第139号 人権擁護委員の推薦について
日程第24 議案第140号 物品売買契約の締結について
(追加分)
日程第25 議案第141号 令和7年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
日程第26 議案第142号 和解及び損害賠償の額の決定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
議長の報告(提出された議案等の報告)
日程第4 議案第120号 令和7年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
日程第5 議案第121号 令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第6 議案第122号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第7 議案第123号 築上町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第124号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第125号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第126号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第127号 築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第128号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第129号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第14 議案第130号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第131号 船追窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第132号 築上町過疎地域持続的発展計画について
日程第17 議案第133号 町道路線の廃止について
日程第18 議案第134号 町道路線の変更について
日程第19 議案第135号 人権擁護委員の推薦について
日程第20 議案第136号 人権擁護委員の推薦について
日程第21 議案第137号 人権擁護委員の推薦について
日程第22 議案第138号 人権擁護委員の推薦について
日程第23 議案第139号 人権擁護委員の推薦について
日程第24 議案第140号 物品売買契約の締結について
(追加分)
日程第25 議案第141号 令和7年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
日程第26 議案第142号 和解及び損害賠償の額の決定について

出席議員(13名)

1番	江本 守君	2番	今富 義昭君
3番	田村 紘貴君	4番	宗 裕君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
8番	田原 宗憲君	9番	塩田 文男君
10番	吉元 健人君	11番	池亀 豊君
12番	工藤 久司君	13番	信田 博見君
14番	武道 修司君		

欠席議員(1名)

7番 鞆野 希昭君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 桑野 智君 係長 瀬戸 美里君

説明のため出席した者の職氏名

副町長	八野 紘海君	教育長	久保ひろみ君
会計管理者兼 会計課長	石井 紫君	総務課長	鍛冶 孝広君
企画財政課長	椎野 満博君	まちづくり振興課長	首藤 裕幸君
人権課長	横内 秀樹君	税務課長	田村 貴志君
子育て・健康支援課長	山田 里美君	保険福祉課長	吉川 千保君
産業課長	北代 幸介君	建設課長	神崎 秀一君
都市政策課長	尾座本三雄君	上下水道課長	福田 記久君
住民生活課長	西田 哲幸君	学校教育課長	則松 裕司君
生涯学習課長	種子 祐彦君	教育施設整備室長	樽本 知也君
農業委員会事務局長	山本健太郎君	監査委員事務局長	鞆野 利枝君

午前10時00分開会

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、令和7年第4回築上町議会定例会を開催いたします。

本日、新川町長不在のため、八野副町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） おはようございます。令和7年第4回12月定例会に御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

新川町長につきましては、先月の中頃から、動くとちょっとひどい、疲れるという話をしまして、それは病院に行かないとという話をしていたところでございますけども、26日、どうしてもひどいと、どうもひどいという形で夕方病院に行きまして、町内の病院に行きまして、レントゲンを撮りましたら、肺に穴が空いているという形で、急遽、新行橋病院のほうに入院をしたところでございます。

それで、手当てをしまして、少しは改善したところでございますけども、どうしてもまだせきが出るという形で、本日は休ませていただいております。本人の希望としましては、4日からの議案質疑につきましては出席をしたいという形のお話がありましたので、報告をいたします。

なお、今議会につきましては、補正予算3件、条例9件、計画1件、町道路線2件、人事案件5件、契約案件1件の21件の案件でございます。どうか御審議の上、御採択よろしくお願いをいたします。

なお、先月の22日、県の福岡県植樹祭、築上町の築きのもり、新しい図書館の開館式典に御

臨席いただきまして、本当にありがとうございます。また、来年度1月12日、築上町町制施行20周年記念式典を予定しておりますので、どうか御臨席のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（塩田 文男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおり、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、田原宗憲議員、10番、吉元健人議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（塩田 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員会の報告を求めます。武道議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） 議会運営委員会の報告をいたします。

1月27日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定をいたしましたので、御報告をいたします。

12月1日月曜日、本日は本会議で議案の上程、議案第135号から議案第139号までの人事案件につきましては、中日に採決することとして協議をいたしました。

12月2日火曜日、3日水曜日は、考案日といたします。

12月4日木曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

12月5日金曜日は、考案日といたします。

12月6日、7日は、休日で休会となります。

12月8日、9日、10日、月曜日、火曜日、水曜日は、本会議で一般質問といたします。一般質問につきましては、11名の通告があり、8日に4人、9日に4人、3日に3人といたします。

12月11日木曜日は、考案日といたします。

12月12日金曜日は、厚生文教常任委員会といたします。

12月13日土曜日、14日日曜日は、休会といたします。

12月15日月曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。

12月16日火曜日は、委員会予備日といたします。

なお、9月に行われました第3回議会定例会の継続審査分がありますので、常任委員会におきましては、継続審査の協議をお願いしたいというふうに思います。

12月17日水曜日は、本会議で委員長報告に対する質疑、討論、採決といたします。

また、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を今、ある程度まとめをしています。12月4日に報告ができるように今準備をしていますので、12月4日の冒頭に百条委員会の報告ができればなど、最終報告ができればなどということ今計画をしておりますので、御報告をいたします。

所管外の議案質疑要望の締切りにつきましては、12月5日正午までといたします。

以上、会期は、本日から12月17日までの17日間とすることが適当だと決定をいたしましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日12月1日から17日までの17日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月17日までの17日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第120号外22件です。ほかに例月出納検査報告がお手元に配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

日程第4. 議案第120号

日程第5. 議案第121号

日程第6. 議案第122号

○議長（塩田 文男君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第120号令和7年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第6、議案第122号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号から議案第122号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第120号令和7年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

議案第121号令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第122号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月1日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 議案第120号令和7年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額162億3,152万9,000円に9,264万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億2,417万8,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の主なものは、町議会議員選挙費1,620万7,000円、自立支援給付費4,086万9,000円、障がい児入所給付費2,295万5,000円などであります。

歳入予算の主なものは、障がい者自立支援給付費負担金2,043万4,000円、障がい児入所給付費等及び障がい児入所医療費負担金1,147万7,000円などであります。

また、債務負担行為の追加を5件計上しております。内容は、住民生活課のRDF施設等、そして産業課の液肥製造施設の施設管理委託について、令和8年から5年間の契約を締結するため債務負担を設定するものでございます。

予算の都合上、債務負担は5件に分けておりますが、契約は、ごみ処理施設と資源リサイクル施設、最終処分場の3件をまとめて1契約、第1と第2液肥製造施設をまとめて1契約とすることを想定しております。

よろしく御審議の上、御採択くださいますよう、お願いいたします。

議案第121号令和7年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、634万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容は、現年度分貸付金元利収入増及び奨学金貸付金減に伴う補正であります。

歳入の主な内容は、現年度分貸付金元利収入342万円の増額及び奨学基金繰入金324万円の減額であります。歳出の内容は、奨学基金積立金342万円の増額及び奨学基金貸付金324万円の減額であります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第122号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額19億3,458万1,000円に819万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億4,277万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、過年度の交付金返還に伴うもの及び国民健康保険のシステム保守業務の変更に伴うものであります。

歳入につきましては、繰入金23万8,000円、繰越金796万円の増額補正、歳出につきましては、総務費23万8,000円、諸支出金796万円の増額補正であります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

日程第7. 議案第123号

日程第8. 議案第124号

日程第9. 議案第125号

日程第10. 議案第126号

日程第11. 議案第127号

日程第12. 議案第128号

日程第13. 議案第129号

日程第14. 議案第130号

日程第15. 議案第131号

日程第16. 議案第132号

日程第17. 議案第133号

日程第18. 議案第134号

日程第19. 議案第135号

日程第20. 議案第136号

日程第21. 議案第137号

日程第22. 議案第138号

日程第23. 議案第139号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第7、議案第123号築上町総合計画審議会条例の

一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議案第139号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号から議案第139号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。鍛冶総務課長。

○総務課長（鍛冶 孝広君） 議案第123号築上町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第124号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第125号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第126号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第127号築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第128号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第129号築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第130号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第131号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第132号築上町過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により提出する。

議案第133号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。

議案第134号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

議案第135号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第136号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第137号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第138号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第139号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

令和7年12月1日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 議案第123号築上町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、審議会委員の任期について規定する条文の項誤りを訂正するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第124号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部を改正されたことに伴い、築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第125号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部を改正されたことに伴い、築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第126号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されたことに伴い、築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第127号築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が改正されたことに伴い、築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第128号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部を改正されたことに伴い、築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第129号築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、京築広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和48年条例第9号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

併せて、築上町デジタル・ガバメントの実現に向けた押印の見直し方針に基づき、申請様式から申請者の押印を廃止します。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第130号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、行財政改革の一環として築上町パークゴルフ場の使用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するもので、併せて字句の整理を行うものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第131号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、行財政改革の一環として船迫窯跡公園の使用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するもので、併せて字句の整理と運用の見直しを行うものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第132号築上町過疎地域持続的発展計画について、本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定めている築上町過疎地域持続的発展計画の期間が満了し、引き続き令和8年度から令和12年度までを期間とする築上町過疎地域持続的発展計画を定める必要があるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第133号町道路線の廃止について、農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（経営体育成型）下香楽地区）の申請に伴い、当該事業の換地計画に属する町道路線を廃止する必要があるため、町道路線を廃止するものであります。

併せて、道路用地以外の土地を含むなど、将来の道路改良計画がなく、町道として管理することが不適当な路線、用途廃止の要望等により廃止が必要な路線等について、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第134号町道路線の変更について、農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（経営体育成型）下香楽地区）の申請に伴い、当該事業の換地計画に属する町道路線を変更する必要があるため、また道路用地以外の土地を含むなど、将来の道路改良計画がなく、町道として管理することが不適当なため、道路法第10条第2項の規定に基づき町道路線を変更するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第135号人権擁護委員の推薦について、本案は、人権擁護委員川口由子氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、新たに人権擁護委員として宮内智久氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第136号人権擁護委員の推薦について、本案は、人権擁護委員久保孝吉氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として久保孝吉氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議案第137号人権擁護委員の推薦について、本案は、人権擁護委員白川恵美子氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として白川恵美子氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議案第138号人権擁護委員の推薦について、本案は、人権擁護委員中村雅輝氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として中村雅輝氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議案第139号人権擁護委員の推薦について、本案は、人権擁護委員原田さつき氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として原田さつき氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでございました。

日程第24. 議案第140号

○議長（塩田 文男君） 日程第24、議案第140号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第140号物品売買契約の締結について「公立学校情報機器購入事業」学習用タブレット端末購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

令和7年12月1日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 議案第140号物品売買契約の締結について、本案は、物品売買契約の締結について「公立学校情報機器購入事業」学習用タブレット端末購入であります。

学習用タブレット端末を共同調達すべく、福岡県内の希望する自治体で構成された福岡県GIGAスクール推進協議会が主導となり、公募型プロポーザルを実施しました。審査の結果については、別紙結果表のとおりであります。

受託候補者として選定された株式会社内田洋行九州支店と、本町が調達する台数・設定内容等についての協議が整いましたので、消費税込み6,376万290円で仮契約を締結し、条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

日程第25. 議案第141号

日程第26. 議案第142号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第25、議案第141号令和7年度築上町一般会計補正予算（第5号）と、日程第26、議案第142号和解及び損害賠償の額の決定についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） 異議を申せばいいですか。裁判所の勧告に従って和解をするということなので、裁判官の和解の勧告内容の資料なども議案の附属資料についてたんで、そちらに関してはそれを見れば疑問はないんですが、これに関連する補正予算のほうで和解金よりも多額

の業務管理費がついてるのが、全く頂いた議案では説明もなく、理解できないんですよ。

ちょっとお待ちください。議案を開きます。結局、必要な歳出の歳入の手当てをしているだけですから、この補正予算は裁判所の勧告に基づく役場負担分の賠償金70万円を上げる。それに関連して、その上に訴訟業務委託料で110万円の予算が計上されてるんですけど、この内容は全く説明がないので、私、何で110万円の金額になるのか、何でこれから110万円が必要になるのか、全く理解できないんですよ。もちろん十分に説明いただければ、ああ、なるほど、そういうことかということでもいいんですけど、今日即決にしてしまうと、その辺を議員一人一人が知る機会のないまま採決することになってしまうので、これはぜひ所管の総務産建になるのかな、ちょっとその辺いろいろ聞いてもらいたいなと思って、実は私、朝一番でメールを送ったんで、議会事務局に届いているかどうかは確認してないんですけど、この110万円の根拠や内訳が分かる資料要求もお願いしてるんですよ。

そういう内容を知った上で私も賛成・反対の意思を表明したいんで、そういう観点から本日の即決には私は反対です。

○議長（塩田 文男君） 今、異議が1名ありました。ほかに異議のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） なしでいいですか。3名以上いないと成立しません。（「議長、今日、質問はできるんですよ」と呼ぶ者あり）うん。はい、どうぞ。異議ですか。

○議員（12番 工藤 久司君） 異議じゃありません。今、宗議員が言ったように、この説明をまずここでして、即決であれば……（「説明できない」と呼ぶ者あり）できないのかね。

○議長（塩田 文男君） 即決しますよちゅうて今なにが言われたけん。

○議員（12番 工藤 久司君） 分かりました。

○議長（塩田 文男君） もっと詳しくて言えば異議を言ってもらえばいいし、異議なければこのまま進行します。はい。

○議員（10番 吉元 健人君） このまま座っていいんですかね。私も説明をしっかりと聞いて判断したいので、異議があります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） できたら立ってやってください。

○議員（10番 吉元 健人君） 私も、すみません、しっかりと聞いてからやりたいので、異議ありでよろしくお願いします。

○議長（塩田 文男君） それでは、ただいま一括議題に対して3人の議員からの異議がありましたので、会議規則第37条のただし書の規定により、採決を行います。

一括議題に賛成の方の起立を求めます。（「ちょっと議長、よく分からない」と呼ぶ者あり）

一括議題。今、一括議題の……。もう一回言いますね。（「一括議題には異議はないんだけど、即決に私は異議がある」と呼ぶ者あり）一括じゃない。2つあったけえね。すみません。即決です。もう一度採り直します。

それでは、即決に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） それでは、日程第26、議案第142号和解及び損害賠償の額の決定についての議案は、否決されました。よって、日程第26、議案第142号は即決することと決定いたしました——委員会付託をしないと決定いたしました。（発言する者あり）今のを訂正します。即決しないに決定いたしましたので。（「採決の仕方がおかしかったんよ。議長、休憩」と呼ぶ者あり）ちょっと暫時休憩します。

午前10時39分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（塩田 文男君） すみません。再開いたします。

先ほどの採決の結果はそのとおりですが、私の言葉遣いがちょっと取り違えておりましたので、今から訂正してやり替えます。

先ほどの「即決に賛成の方の起立を願います」を行いました。そこで、起立少数です。よって、日程第26、議案第142号は否決されました。で、即決をしないことに決定いたしました。

（「それって議案の否決になるんですかね」と呼ぶ者あり）いや、議案の否決じゃない。即決に賛成の方の起立を求めたんで、それが起立少数。よって、日程第26、議案第142号は即決をしないことに決定した。否決ではないんです。それでよろしいですかね、今ので。理解できましたか、皆さん。さっき僕は逆を言ってしまったんで。（「日程の組み替えはないんですかね。議案質疑ができない」と呼ぶ者あり）これについて、ちょっと今から一旦休憩をいたします。

午前10時45分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、会議を再開いたします。

議運の結果を、議運の委員長、武道委員長のほうから説明をしてもらいたいと思います。武道委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） 休憩中に議会運営委員会を開催をいたしました。先ほどの採決の関係というか、議案第141号、142号の関係です。本日即決ということで提案がありましたが、異議があるということで、本日即決をもうしないというふうになりました。で、本日、

141号、142号に関しては、通常というか、提案をしていただきまして、その後、質疑が、12月の4日が質疑になります。本日、質疑はもう……、提案だけになりますので、12月の4日の日が質疑、その後、委員会付託をして、最終日、12月17日が採決という運びになりました。

委員会付託につきましては、12月4日の時点で委員会付託というふうになるわけなんですけど、予定では総務産業建設常任委員会に付託をとということでの方向の協議も併せてさせていただきました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。日程第25、議案第141号令和7年度築上町一般会計補正予算（第5号）を、会議規則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。（発言する者あり）失礼しました。それでは、ただいまの発言、訂正させていただきます。それでは、以上で本日の日程は全て……（「提案をせにゃいけん。141号と142号をまず提案するんよ」と呼ぶ者あり）何度もすみませんでした、皆さん。

お諮りします。日程第25、議案第141号令和7年度築上町一般会計補正予算（第5号）と、日程第26、議案第142号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の……（「一括議題とすることが抜けてます。それかばらばらで。ばらばらで提案したら2つやけん」と呼ぶ者あり）だけん、141号と142号とちゅうて言うたやん。を説明を求めます。（発言する者あり）一括議題でいいやろう。もう一回やり直します。

お諮りします。日程第25、議案第141号令和7年度築上町一般会計補正予算（第5号）から、日程第26、議案第142号和解及び損害賠償の額の決定についてを一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい。それでは、職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第141号令和7年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第142号和解及び損害賠償の額の決定について、上記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、付議する。

令和7年12月1日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 議案第141号令和7年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額163億2,417万8,000円に180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億2,597万8,000円と定めるものであります。

歳出予算は、急傾斜地崩壊対策事業で訴訟を提起された案件で、和解に伴う賠償金等として150万円であります。歳入予算の主なものは、総合賠償保険の保険金として92万円などあります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

議案第142号和解及び損害賠償の額の決定について、築上町発注の荒谷地区急傾斜地崩壊対策工事において、請負業者が所有者の同意なく梅の木8本とびわの木1本を伐採したことにより損害賠償請求訴訟を提起されていた件について、このたび、裁判官から和解案が示され、所有者及び請負業者ともに了承しているため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、和解、求償権の放棄及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、12月5日金曜正午までに所定の様式にて事務局まで提出を願いたいと思います。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時04分散会
